

# 掲示板

INFORMATION

## お知らせ

### ひとり親家庭等の父母の通院時の医療費が助成されます

10月1日からひとり親家庭等の医療費助成について、これまで入院時のみとしていた父母などの医療費助成を通院時についても助成を受けることができます。

※1レセプトにつき1,000円の自己負担金が必要です。

#### ◆受給者証を送付

現在、令和7年10月31日までの有効期限の受給者証が発行されている人は、内容が一部変更となるため、新しい受給者証を9月末頃に送付します。10月1日以降は新しい受給者証をご使用ください。

なお、11月1日以降の受給者証は、児童扶養手当の現況届などにより更新の手続きをされた人へ、10月末頃に送付します。

#### ◆助成方法

医療機関(県内)の窓口マイナ保険証などと受給者証を合わせてお持ちください。県外の医療機関で受診する場合は、子育て支援課で払い戻しの手続きが必要です。

問 子育て支援課(☎621-5564 FAX655-0380)

### 65歳からの介護保険料

65歳になると介護保険料の納付方法が、健康保険料との一括納付から、個別納付に変わります。それぞれの納付書を送付しますので、納付忘れにご注意ください。

また、65歳になった翌年度から特別徴収(年金天引き)の対象となる人は、順次切り替わります。対象とならない人は、引き続き納付書か口座振替で納めてください。

問 高齢介護課(☎621-5582 FAX624-0961)

### 国民健康保険 一部負担金減免制度

災害などの特別な理由により、生活が一時的に苦しくなり、医療費の支払いが困難となった世帯の、病院や薬局で支払う一部負担金(自己負担金)を減免または徴収猶予します。申請には、事業主や医療機関などが記載した書類の添付が必要です。事前にお問い合わせください。

問 保険年金課(☎621-5159 FAX655-9286)

### 産前産後期間の 国民年金保険料免除

国民年金第1号被保険者の産前産後期間は、届出により保険料が免除され、保険料を納付したものとして将来の老齢基礎年金額に反映されます。

対象となるのは、平成31年2月1日以降に出産(妊娠85日以上の出産で、死産・流産・早産を含む)した国民年金第1号被保険者で、免除期間は出産予定月(または出産月)の前月から4カ月分です。なお、多胎の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月分です。

すでに対象期間に納付している場合は、保険料が還付されます。また、免除や猶予が承認されている場合でも、将来の年金額が増え

ますので市役所1階保険年金課国民年金係へ届出をしてください。

問 保険年金課(☎621-5162 FAX655-9286)

### 国民年金基金で老後の備えを

国民年金第1号被保険者の自営業・フリーランスの人は、国民年金基金で公的な年金を上乗せできます。国民年金基金は一生涯受け取れる終身年金で、掛金額・年金額が変動しないので、長期のマネープランが立てやすい公的年金です。掛金の合計が6万8,000円を超えない範囲ならiDeCoとの併用も可能です。掛金は全額社会保険料控除の対象で、受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。年金額・期間は自由設計ですので、手軽に始められるプランから老後の備えを検討してみませんか。

問 全国国民年金基金徳島支部(☎0120-65-4192)

### ジェネリック医薬品による 自己負担額軽減の通知

現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減可能額をお知らせする通知を9月下旬に送付します。

対 後期高齢者医療被保険者で今年5月に医療機関から新薬を処方され、自己負担額が大きく軽減する人  
なお、全てのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

問 徳島県後期高齢者医療広域連合(☎677-3666 FAX666-0105)

### 市営駐車場の定期利用を

◆紺屋町地下駐車場(昼間定期)  
[利用時間] 7:00~19:00

[利用料] 月額9,000円(税込)

[募集枠] 10台

◆新町地下駐車場(夜間定期)

[利用時間] 16:00~翌9:00

[利用料] 月額5,500円(税込)

[募集枠] 15台

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

いずれも駐車場所は地下2階。紺屋町は、定期利用者だけが利用できる自転車置場が有り、自転車乗り継ぎでの通勤ができます。

申 電話で各駐車場管理事務所へ

問 ▶ 紺屋町(☎654-0566または☎080-2999-1888) ▶ 新町(☎652-5213または☎090-6880-1888)

### 市立高校オープンスクール

中学生やその保護者を対象とした、授業や部活動の見学、入学者選抜に関する相談を実施。

日 9月28日(日) ▶ 9:50~11:40 ▶ 13:30~16:00

申し込み方法など、詳しくは市立高校HPをご確認ください。

問 徳島市立高等学校事務局(☎664-0111 FAX664-5144)

### 就学時健康診断を忘れずに

令和8年4月に小学校へ入学予定の子どもを対象に、徳島市内各小学校で12月4日(休)まで健康診断を実施します。対象者には10月中旬頃に案内を送付します。

問 体育保健給食課(☎621-5427 FAX655-0172)

### マイバッグ・マイボトルのご利用を

プラスチックは、私たちの生活に欠かすことのできないもの

### 学童保育クラブの利用料を軽減

令和7年度の学童保育クラブの利用料(おやつ代や実費徴収分および入所金、延長保育料などは除く)を軽減します。

対 市内の公設学童保育クラブを利用している、次のいずれかに該当する世帯の児童 ▶ 第3子以降で世帯の市民税所得割課税額の合算額が16万9,000円未満の世帯の児童 ▶ 生活保護世帯の児童 ▶ 市民税非課税世帯で、ひとり親家庭や就学援助を受給している世帯の児童 ▶ 市民税非課税世帯の第2子以降の児童——など

申 11月30日(日)(消印有効)までに、所定の申請書(市HPからダウンロード可。市役所3階子育て支援課、各学童保育クラブでも配布)に必要事項を書いて、郵送または直接、子育て支援課(〒770-8571 幸町2-5)へ※持参の場合は11月28日(金)まで。

詳細は市HPをご確認いただくか、お問い合わせください。

問 子育て支援課(☎621-5192 FAX655-0380)

### 定額減税補足給付金(不足額給付)の申請はお早めに

令和6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)の金額に不足がある人に対し、追加で給付を行います。令和7年度個人住民税が徳島市で決定される人(令和7年1月1日時点で徳島市に住民票登録があるなど)が対象となります。申請期限が迫ってきていますので、お早めに手続きをお願いします。

次の①、②のいずれかに該当される人は申請が必要です。

①令和6年1月2日以降に本市に転入された不足額給付Ⅰに該当される人

②不足額給付Ⅱに該当される人

◆不足額給付Ⅰ 令和6年分所得税および定額減税の実績等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間に差額が生じた人

※「申請書」が届いている場合は期日までに必要事項を記入し、返送してください。

◆不足額給付Ⅱ 本人および扶養親族などとして定額減税対象外であり、かつ低所得者向け給付(令和5年非課税給付、令和6年非課税化給付など)の世帯の世帯主・世帯にも該当しなかった人(青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円を超える人など)

[申請期限] 10月17日(金)(消印有効)まで

詳細は市HPをご確認いただくか、お問い合わせください。

問 徳島市定額減税補足給付金(不足額給付)コールセンター(☎622-1711) 月~金(祝日除く) 9:00~17:00